京都・平安京跡左京八条三坊十四町（八条院町）

1 所在地　京都市下京区東塩小路町
2 調査期間　一九九六年（平8）一月～九月
3 発掘機関　㈶京都市埋蔵文化財研究所
4 調査担当者　上村和直・太田吉男・出口　勲・上田栄治
5 遺跡の種類　都市遺跡・都城跡
6 遺跡の年代　平安時代後期～室町時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は平安京左京八条三坊十四町にあたり、中世京都の町の一つである八条院町の範囲に含まれる。今回の調査区はその北東部に位置する（東西約三五m×南北約四五m）。

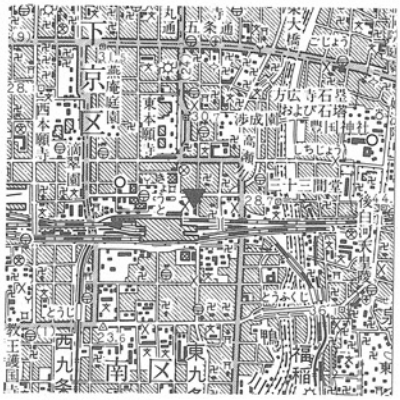

（京都東南部）

院町内及び周辺では、これまで三〇回近く発掘調査を実施している。その結果、平安時代後期の道路・湿地及び鎌倉時代～室町時代の建物・道路・土坑・溝・井戸・鋳造関係施設などの遺構を多数検出し、町内の様相が次第に明らかになりつつある。

当地域は、平安時代後期から開発が始まり、邸宅や御所などが造営されていたが、平安時代末期には八条院暲子内親王に伝領され八条院領となる。鎌倉時代には荒廃するが、正和二年（一三一三）、後宇多法皇により東寺に寄進され、八条院町となる。院町は下京の最南に位置し、平安京の条坊ではほぼ左京八条二坊・八条三坊・八条四坊にあたる。院町内には、東寺関係者や農民・僧侶をはじめとして、手工業者などが居住し、種々の店舗があり、商工業を中心とした町屋であったことが知られている。鎌倉時代後半～室町時代前半（一四世紀前半～一五世紀前半）に隆盛し、室町時代後半には衰退する。

調査の結果、調査区南西部で逆L字形の溝SD四七二を検出した。この溝の北側と東側では柱穴・井戸・土坑などの遺構を数多く検出したが、溝の南西部は遺構が少ない。調査区北部は南北柵によって区画され、東部は東西柵によって区画される。東西柵の間隔は一一～一六・五mである。各区画の中では、柱穴・溝・井戸・土坑などを多数検出したほか、漆器埋納土坑・埋め甕・水溜状遺構・竪穴状遺構・便所状遺構などがみられる。

柱穴は多数検出したが、掘立柱建物としてまとまるものは少ない。復原できた建物は、一間×一間や一間×二間など規模が小さいものが多い。井戸は大路・小路から一二～一四m程度入った場所で検出

し、方形縦板横桟組・多角形縦板組・桶組・曲物組・石組など多様なものがみられる。土坑は調査区全域で検出し、一辺〇・五～三m程度のものが多い。土坑には土器などを投棄したものの他に、漆器と土師器皿・箸や、土師器と箸を大量に納めた埋納土坑も数カ所ある。遺構の時期は、一四世紀後半～一五世紀前半が中心である。

出土遺物は整理用コンテナにして約八〇〇箱あり、土器類・瓦類・木製品・石製品・銭貨・骨・種子などがある。土器類には土師器・瓦器・陶器・白磁・青磁などがあるが、大半は土師器で磁器類は少ない。木製品には漆器・箸・折敷・曲物・下駄・柿経などがある。

検出遺構から考え、町域内は東洞院大路に対しては東西方向に、八条坊門小路に対しては南北方向に、柵や溝で区画して宅地が造られていた。各宅地は、道路に面した間口幅が七～一一mと狭く、奥へ二〇～二三mぐらいの短冊形を呈する。宅地内には通りに面して主屋や店舗が想定でき、奥には小屋・井戸・ゴミ捨て穴・便所などがある。町域中心部は遺構が少なく、空閑地として利用されたと推定できる。宅地割りの柵や溝は、四行八門制とほぼ合い、「八条院町年貢帳」（『東寺百合文書』）などの文献史料と考え合わせ、中世の町屋の構造を復元する上で貴重な発見と言える。

調査で出土した柿経は三〇点以上あり、いずれもSD四七二から出土した。溝の規模は幅約三m、深さ約〇・五mである。埋土は暗灰色砂泥で、部分的に灰色砂・腐植土層が堆積する。出土遺物には土師器・須恵器・陶器・磁器・漆器・箸・折敷・曲物・下駄などがあり、土器・陶器類が多く、木製品は少ない。出土遺物は北岸・東岸側に比較的多く、宅地側から投棄した状況が推定できる。埋没した時期は、出土した土師器などから一五世紀前半と推定できる。溝は推定東洞院大路から約二四m、推定八条坊門小路から二六mに位置し、宅地内の裏側の区画溝と考えられる。

8　木簡の釈文・内容

(1)　・×四句闕看×　(43)×17×1　061

(2)　・×子如此益×　(130)×18×1　061

(3)　「是時宅主□〔在〕門外立聞有人言×　(84)×(14)×1　061

(4)　×□〔具カ〕相荘厳身　(68)×(17)×1　061

(5)　・×而於此□〔経カ〕中法華最×

・×摩訶薩我所説経典×

「亦無擯出安住忍故□□□是□□□□〔智者如カ善修其心カ〕」　(105)×20×1　061

(6)　「能住安楽如我上説其人功徳千万億劫　(164)×20×1　061

(7)　「算数譬喩説不能盡　(160)×20×1　061

(8)「又文殊師利菩薩摩訶薩於後末世法欲滅 (215)×20×1 061

(9)「時受持読誦斯経典者無懐嫉妬諂誑之□〔心カ〕 (165)×20×1 061

(10)「亦勿軽罵学仏道者求其長短若比丘比丘 (165)×20×1 061

(11)「尼優婆塞優婆夷求声聞者求辟支仏者求 (184)×20×1 061

(12)「菩薩道者無得悩之令其疑悔語其人言汝 (184)×20×1 061

(13)「等去道甚遠終不能得一切種智所以者何 (186)×20×1 061

(14)「汝是放逸之人於道懈怠故又亦不應戯論 (185)×20×1 061

(15)「諸法有所諍競当於一切衆生□〔起カ〕大悲想於 (175)×20×1 061

(16)「諸如来起慈父想於□□□□〔諸菩薩起カ〕大師想於十 (166)×20×1 061

(17)「方諸大菩薩常□□□□□□〔応深心恭敬礼拝カ〕於一切衆 (132)×20×1 061

(18)「生□〔平カ〕等説法以順法故□□不□□□□□〔不多カ少乃至深愛カ〕 (172)×20×1 061

(19)「法者亦不為多説文殊師利是菩薩摩訶薩 (200)×20×1 061

(20)「於後末世法欲滅時有成就是第□□□□〔三安楽行カ〕 (152)×20×1 061

(21)「者説是法時無能悩乱得好同学共読□〔誦カ〕是 (186)×20×1 061

(22)「経亦得大衆而来聴受聴已能持持已能□〔誦カ〕 (160)×20×1 061

(23)「誦已能説説已能書若使人書供養□〔経〕巻□〔恭カ〕 (166)×20×1 061

(24)「□□□□〔敬尊重讃カ〕歎尒時世□〔尊カ〕欲重宣□〔比カ〕義而□〔説偈カ〕□ (131)×20×1 061

(25)「遍満三千界随童即能至大小輪王及千□□〔子眷カ〕 (205)×20×1 061

(26)×頂所有及□〔衆カ〕× (54)×20×1 061

(27)×□〔声カ〕聞辟支仏菩薩諸□□〔仏説カ〕法皆於身 (189)×20×1 061

(28)「歳過是已後其身乃× (78)×20×1 061

木簡は、いずれも柿経である。形態は、頂部を圭頭状に成形した短冊形である。幅は一・五～二cmでばらつきがある。長さは二〇cm

以上であるが、全て基部が欠失しており、綴じた際に破損したものと考える。経木はいずれも柾目の薄板材を用いる。材質は不明である。

経文の内容はすべて『妙法蓮華経』である。一面の経文の字数は、長行文（散文）の場合は一行一七文字、偈頌文（詩）の場合は様々で、書写の様式に則っている。書写は、両面写経のものと片面写経のものの両者がみられる。

(1)は、第二巻譬喩品第三で、表が二五〇行目、裏が二七一行目である（行は井上松翠編『校本法華経』平楽寺書店　一九五〇年による）。両面に書写を行ない、表裏の経文の行数の差は二一行である。元興寺極楽坊所蔵の柿経の資料には、二〇本一組の経木の基部をこよりで結わえ、扇のように広げると、表・裏と経文が連続するようになったものもみられる。今回出土した経木は、これと同型式のものと推定できる。

(2)は、第二巻譬喩品第三の二六三行目である。(1)と同じ品題であるが、こちらは片面にのみ書写を行なう。

(3)は、第四巻五百弟子受記品第八の六七行目である。片面に書写を行なう。

(4)は、第四巻法師品第一〇で、表が五七行目・裏が五八行目である。両面に書写を行なうが、(1)と異なり、表裏の経文は連続する。これは、折り返しとなる順番の経簡と推定できる。

(5)～(24)は、第五巻安楽行品第一四の八八行目～一〇七行目で、連続する経文である。いずれも片面に書写を行なう。

(25)～(27)は、第六巻法師功徳品第一九の一一六行目・一三七行目・一三八行目である。いずれも片面に書写を行なう。(25)の経文中の「童」は「意」の誤字であろう。

(28)は、第七巻薬王菩薩本事品第二三の四二行目である。片面に書写を行なう。

（太田吉男・上村和直）